

別記2（第2条・第4条関係）

検査項目チェックリスト（防災管理）

※1欄 判定基準に適合している場合は「○」印を付し、該当しない項目については「／」印で消して下さい。

※2欄 消防記入欄（記入しないで下さい。）

検査項目	判定基準	根拠条文	※1	※2
管理開始日	申請者が、申請のあった法第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第8条の2の3第1項第1号		
命令の有無及び命令事由の有無	<p>申請日前の3年以内に下記の命令を受け、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止の命令 ・申請対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令 ・火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備等の使用・行為の禁止制限又は消火準備、残火、取灰又は火粉の始末の命令 ・防災管理者選任命令、防災管理者業務適正命令 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令 	法第8条の2の3第1項第2号イ		
取消しの有無及び取消し事由の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3年以内において認定の取り消しをされていること。 ・認定の取り消しを受けるべき事由が現にないこと。 	法第8条の2の3第1項第2号ロ		
防災管理点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において、法令で定められている期間ごとに点検し、報告されていること。	法第8条の2の3第1項第2号ハ		
虚偽の報告の有無	申請日前の3年以内において、虚偽の報告をしていないこと。			
防災管理点検による点検の結果	申請日前の3年以内に実施した防災管理点検の結果が点検基準に適合していること。	法第8条の2の3第1項第2号ニ		
防災管理者選任（解任）届出書の有無	防災管理者選任（解任）届出書の届出がされていること。			
防災管理に係る消防計画の作成（変更）届出書の有無	防災管理に係る消防計画の作成（変更）届出書の届出がされていること。	法第8条の2の3		

防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、その事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	第1項第3号		
管理権原を有する範囲	申請防災管理対象物の管理について権原が分かれている場合は、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。			
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、自衛消防組織設置（変更）届出書の届出がされていること。			
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項に定める事項のうち、申請防火対象物の防災管理に係る消防計画に定められた事項が、定められたとおり適切に実施されていること。			
自衛消防組織設置の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められた通り適切に実施されていること。			
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。			
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合は、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。			
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。			
訓練の事前通報の有無	消火訓練及び避難訓練実施にあたり、消防機関に通報していること。			
統括防災管理者選任（解任）届出の有	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、統括防災管理者選任（解任）届出書の届出がされていること。			

無			
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、申請防災管理対象物全体についての消防計画作成（変更）届出書の届出がされていること。		
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。		

備考

1. 根拠条文は、法第36条第1項において準用するものとする。
2. 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。
3. 法：消防法（昭和23年法律第186号）
4. 令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）
5. 規則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）